

## 賦課対象となる報酬等の範囲の現状について(整理中)

1. 社会保険料(医療保険・年金保険)
2. 労働保険料(雇用保険・労災保険)
3. 税制

## 1. 社会保険料(医療保険・年金保険)

### 1. 賦課対象となる標準報酬の対象範囲

報酬とは、「賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、労働者が、労働の対償として受けるすべてのものをいう。ただし臨時に受けるもの及び3月を超える期間ごとに受けるものは、この限りでない」と定められている。(厚生年金保険法第3条1項1号)

つまり、①労働者が自己の労働を提供し、その対償として受けるものであること、②常時又は定期に受け、労働者の生計に充てられるものであることの2つを条件とし、これに該当する限り、その名称が何であるかは問題としないと解釈されている。

### 2. 各種手当の取扱い

基本給以外の能率給、奨励給、役付手当、職階手当、特別勤務手当、勤務地手当、物価手当、通勤手当、住宅手当、別居手当、早出残業手当、日直手当、宿直手当などはすべて報酬と解釈されている。また、家族手当など休業中あるいは待命中であっても一定の給与規程に基づいて支給される休業手当、療養手当、待命手当などのように労働に対する関係としては間接的なものも報酬に含めると解釈されている。

なお、恩恵的に支給される結婚祝金、死亡弔慰金、病氣見舞金、災害見舞金などは、報酬とは解釈されていない。

### 3. 現物給与の取り扱い

報酬又は賞与が通貨以外の現物(住居を与えている、食事を提供しているなど)で支払われている場合には、その価額をその地方の時価によって厚生労働大臣が定める(厚生労働大臣告示)こととされており、その額を報酬等を含めている。

## <参考>

### ○厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)(抄)

(用語の定義)

第3条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

…(略)…

三 報酬 賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、労働者が、労働の対償として受けるすべてのものをいう。ただし、臨時に受けるもの及び3月を超える期間ごとに受けるものは、この限りでない。

四 賞与 賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、労働者が労働の対償として受けるすべてのもののうち、3月を超える期間ごとに受けるものをいう。

(現物給与の価額)

第25条 報酬又は賞与の全部又は一部が、通貨以外のもので支払われる場合においては、その価額は、その地方の時価によつて、厚生労働大臣が定める。

### ○健康保険法(大正11年法律第70号)(抄)

(現物給与の価額)

第46条 報酬又は賞与の全部又は一部が、通貨以外のもので支払われる場合においては、その価額は、その地方の時価によつて、厚生労働大臣が定める。

2 健康保険組合は、前項の規定にかかわらず、規約で別段の定めをすることができる。

### ○通知

報酬の範囲について(昭和27年12月4日保文発第7241号 厚生省保険局健康保険課長)

御来示の通勤手当はその支給の方法として一応3ヵ月又は6ヵ月ごとに支給されているとしても、支給の実態は原則として毎月の通勤に対し支給され、被保険者の通常の生計費の一部に当てられているのであるから、これら支給の実態に基づいて当然報酬と解することが妥当と考えられます。なお取り扱いに当っては実情を調査の上適正を期されたい。

## 2. 労働保険料(雇用保険・労災保険)

### 1. 賦課対象となる賃金の対象範囲

賃金とは、「賃金、給料、手当、賞与その他名称のいかんを問わず、労働の対償として事業主が労働者に支払うもの」と定められている(労働保険徴収法第2条第2項)。

この規定は、労働基準法第11条に定める賃金の規定と同一であり、労働関係のもとで提供される労働に対する報酬として支払われるものは、広く賃金と解されている。一方、任意的なもの、恩恵的なものは賃金ではない。

### 2. 各種手当の取扱い

基本給以外の能率給、奨励給、役付手当、職階手当、特別勤務手当、物価手当、通勤手当、住宅手当、別居手当、早出残業手当、日直手当、宿直手当、家族手当、休業手当、待命手当などは、一般的にはすべて賃金となる。

### 3. 現物給与の取り扱い

賃金が通貨以外の現物(住居を与えている、食事を提供しているなど)で支払われている場合には、その価額をその地方の時価によって厚生労働大臣が定める(厚生労働大臣告示)こととされており、その額を賃金に含めている。

## <参考>

### ○ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)(抄)

(定義)

#### 第二条

- 2 この法律において「賃金」とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称のいかんを問わず、労働の対償として事業主が労働者に支払うもの(通貨以外のもので支払われるものであつて、厚生労働省令で定める範囲外のものを除く。)をいう。
- 3 賃金のうち通貨以外のもので支払われるものの評価に関し必要な事項は、厚生労働大臣が定める。

### ○ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則(昭和47年労働省令第8号)(抄)

(通貨以外のもので支払われる賃金の範囲及び評価)

第三条 法第二条第二項の賃金に算入すべき通貨以外のもので支払われる賃金の範囲は、食事、被服及び住居の利益のほか、所轄労働基準監督署長又は所轄公共職業安定所長の定めるところによる。

### ○ 通達

#### 昭和22年9月13日付け発基第17号 賃金の意義

(1)労働者に支給される物又は利益にして、次の各号の一に該当するものは、賃金とみなすこと。

- ① 所定貨幣賃金の代りに支給するもの、即ち、その支給により貨幣賃金の減額を伴うもの。
- ② 労働契約において、予め貨幣賃金の外にその支給が約束されているもの。

(2)上に掲げるものであつても、次の各号の一に該当するものは、賃金とみなさないこと。

- ① 代金を徴収するもの。但しその代金が甚だしく低額なものはこの限りではない。
- ② 労働者の厚生福利施設とみなされるもの。

(3)労働協約、就業規則、労働契約等によって予め支給条件が明確である場合の退職手当は労基法第十一条の賃金であり、労基法第二十四条第二項の「臨時の賃金等」に当たる。

(4)結婚祝金、死亡弔慰金、災害見舞金等の恩恵的給付は原則として賃金とみなさないこと。ただし、結婚手当等であつて労働協約、就業規則、労働契約等によって予め支給条件の明確なものはこの限りではないこと。

### 【通勤手当】

昭和25年1月18日付け基収第130号、昭和33年2月13日付け基発第90号 通勤定期券

問 ○○通運株式会社○○支社では労使間の協定書により通勤費として六ヶ月毎に定期券

を購入し、それを支給しているが、このような通勤定期券の支給は法第十一条の賃金と解すべきか。

答 設問の定期乗車券は法第十一条の賃金であり、従って、これを賃金台帳に記入し又六ヶ月定期乗車券であっても、これは各月分の賃金の前払として認められるから平均賃金算定の基礎に加えなければならない。

### 3. 税制(整理中)

#### 1. 課税対象となる給与所得の対象範囲

給与所得とは、俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与(以下この条において「給与等」という。)に係る所得をいう。(所得税法第28条)

#### 2. 各種手当の取扱い

役員や使用人に支給する手当は、原則として給与所得となる。具体的には、残業手当や休日出勤手当、職務手当等のほか、家族手当、住宅手当なども給与所得となると解されている。

しかし、例外として、次のような手当は非課税となる。(所得税法第9条)

- (1) 通勤手当のうち、一定金額(10万円)以下のもの
- (2) 転勤や出張などのための旅費のうち、通常必要と認められるもの
- (3) 宿直や日直の手当のうち、一定金額以下のもの

#### 3. 現物給与の取扱い

給与は、金銭で支給されるのが普通だが、食事の現物支給や商品の値引販売などのように次に掲げるような物又は権利その他の経済的利益をもって支給されることがある。

- (1) 物品その他の資産を無償又は低い価額により譲渡したことによる経済的利益
- (2) 土地、家屋、金銭その他の資産を無償又は低い対価により貸し付けたことによる経済的利益
- (3) 福利厚生施設の利用など(2)以外の用役を無償又は低い対価により提供したことによる経済的利益
- (4) 個人的債務を免除又は負担したことによる経済的利益

これらの経済的利益を一般に現物給与といい、原則として給与所得の収入金額とされるが、現物給与には、職務の性質上欠くことのできないもので主として使用者側の業務遂行上の必要から支給されるもの、換金性に欠けるもの、その評価が困難なもの、受給者側に物品などの選択の余地がないものなど、金銭給与と異なる性質があるため、特定の現物給与については、課税上金銭給与とは異なった取扱いが定められている。

## ○所得税法(昭和40年法律第33号)

(非課税所得)

第9条 次に掲げる所得については、所得税を課さない。

…(略)…

五 給与所得を有する者で通勤するもの(以下この号において「通勤者」という。)がその通勤に必要な交通機関の利用又は交通用具の使用のために支出する費用に充てるものとして通常の給与に加算して受ける通勤手当(これに類するものを含む。)のうち、一般の通勤者につき通常必要であると認められる部分として政令で定めるもの

…(略)…

第28条 給与所得とは、俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与(以下この条において「給与等」という。)に係る所得をいう。

…(略)…

## ○所得税法施行令(昭和40年政令第96号)

(非課税とされる通勤手当)

第20条の2 法第9条第1項第5号(非課税所得)に規定する政令で定めるものは、次の各号に掲げる通勤手当(これに類するものを含む。)の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する部分とする。

- 一 通勤のため交通機関又は有料の道路を利用し、かつ、その運賃又は料金(以下この条において「運賃等」という。)を負担することを常例とする者(第4号に規定する者を除く。)が受ける通勤手当(これに類する手当を含む。以下この条において同じ。)その者の通勤に係る運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃等の額(1月当たりの金額が10万円を超えるときは、1月当たり10万円)
- 二 通勤のため自転車その他の交通用具を使用することを常例とする者(その通勤の距離が片道2キロメートル未満である者及び第4号に規定する者を除く。)が受ける通勤手当 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額(ハからヘまでの場合において、一月当たりの金額が10万円を超えるときは、1月当たり10万円)…(略)…
- 三 通勤のため交通機関を利用することを常例とする者(第1号に掲げる通勤手当の支給を受ける者及び次号に規定する者を除く。)が受ける通勤用定期乗車券(これに類する乗車券を含む。以下この条において同じ。)その者の通勤に係る運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による定期乗車券の価額(1月当たりの金額が10万円を超えるときは、1月当たり10万円)
- 四 通勤のため交通機関又は有料の道路を利用するほか、併せて自転車その他の交通用具を使用することを常例とする者(当該交通用具を使用する距離が片道2キロメートル未満である者を除く。)が受ける通勤手当又は通勤用定期乗車券 その者の通勤に係る運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃等の額又は定期乗車券の価額と当該交通用具を使用する距離につき第2号イからヘまでの規定に準じて計算した金額との合計額(1月当たりの金額が10万円を超えるときは、1月当たり10万円)